

FMカオン・アマチュア無線クラブ 定款

第1条 本クラブの名称は、FMカオン・アマチュア無線クラブ（略称：FMカオンARC）と称する。

第2条 本クラブは、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進すると共に、地域社会に貢献し、併せて無線科学の向上と発展を目的とする。

第3条 本クラブは、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年1回以上の総会の実施、及びミーティングやオリエンテーションの実施。
- (2) QSLカードの製作、及び発行。
- (3) アマチュア無線に関する調査、研究、学習会、公開実験等の実施。
- (4) その他、このクラブの目的を達成するために必要な事業。

第4条 本クラブの構成は、原則として神奈川県央地域、及び近郊のアマチュア無線愛好家による。

第5条 本クラブの入会希望者は、入会申込書に記入し会長に提出して承認を得る。

第6条 クラブ員は、次の事由が有った場合には、脱会、除名とみなす。

- (1) 会員から脱会の申し出があった場合。
- (2) 会員が死亡した場合。
- (3) 電波法に違反し、罰せられた場合。
- (4) 会員間の輪を著しく乱した場合。

但し、除名に際しては、会長の承認を必要とする。

第7条 本クラブの会員は以下とする。

- (1) アマチュア無線技士の有資格者。
- (2) アマチュア無線の操作を含む無線技術士または無線通信士の有資格者。
- (3) その他、日本国内においてアマチュア無線機器の操作を行うことのできる有資格者。

第8条 本クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会 長：1名
- (2) 副会長：1名以上
- (3) 幹 事：若干名

第9条 役員任期は1年とする。

（但し再任可能とする）

FMカオン・アマチュア無線クラブ 定款

第10条 役員の改選は、総会の出席者の過半数の信任を得る。

(委任状を含む。)

第11条 役員に欠員が生じた場合、補充者の任期は、前任者の在任期間とし、会長が任命する。

(但し、一定期間を定めて補充しないことがある。)

第12条 会長は、クラブの最高指揮監督権を有し、クラブを代表しこれを統括する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。

第14条 幹事は、クラブの運営のために必要な企画を行う。

第15条 本クラブの運営経費は、基本的にFMカオン、寄付、その他の収入によりまかなう。

第16条 本クラブの会計業務は基本的にFMカオンスタッフに一任する。

第17条 本クラブの常置場所は、基本的にFMカオン演奏所とする。

第18条 本規定に規定されていない事項にあつては、会長の判断に従うものとする。

第19条 この定款は、2012年4月1日より施行する。